

中部地方下水道協会表彰規程

総会議決 昭和 41 年 7 月 29 日

一部改正 平成 4 年 5 月 28 日 (2 条)

一部改正 平成 22 年 5 月 27 日 (1 条・2 条・3 条)

第 1 条 当協会は、次の各号の 1 に該当する者を、役員会の選考を経て、会長がこれを表彰する。

(1) 功労賞 下水道の普及発達について、特にその功績の著しい者。

(2) 勤続賞 満 20 年以上下水道事業に従事し、その勤務成績良好な者。

第 2 条 前条の表彰をうける者は、当協会所属会員とする。但し、前条第 2 号の勤続賞は協会一種正会員に限るものとする。

第 3 条 表彰は毎年 1 回協会総会においてこれを行う。

附 則

この規程は、昭和 41 年 7 月 29 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 4 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。